

議 事 録

会議名	令和2年度第4回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和3年3月19日（金）、午後1時30分～午後3時05分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室（ZOOMによる開催）		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》 ①条例第12条第3項第1号に規定する学識経験者 公認会計士、神奈川大学法学部准教授、寒川町まちづくり推進会議からの推薦委員 ※委員名は寒川町情報公開条例第5条第4号の規定により非公開としています。 ②条例第12条第3項第2号に規定する町職員 畑村副町長（委員長）、深澤企画部長（副委員長）、野崎総務部長、戸村町民部長、亀山福祉部長、大川環境経済部長、黒木都市建設部長、廣田拠点づくり部長、小林消防長 《欠席委員》 ①：社会保険労務士 ②：伊藤健康子ども部長、内田教育次長、新藤議会事務局長 《対象施設の職員》 山口明子（教育総務課主査） 高木秀彰（総務課専任主幹・文書館長） 畠山学（都市計画課長）、 亀井正人（健康・スポーツ課長） 越原啓介（協働文化推進課副主幹） 酒井道雄（協働文化推進課主任主事） 中澤栄子（福祉課長） 須藤和貴（福祉課主任主事） 長岡賢一（高齢介護課長） 佐野修（高齢介護課副主幹） 《事務局職員》企画部企画政策課 高橋陽一（課長）、山下道治（主査）、赤崎平（主任主事）、永井結（主任主事）		
議 題	(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について (2) その他		
決定事項	条例第12条第1項第2号の諮問に対する答申（調査審議）		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]

議事の経過	○開会 ○議題 (1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について (委員長) それでは、議事に入ります。議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めます。最初に、モニタリング評価制度の概要と本日の議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。 (事務局) それでは、モニタリング評価制度の概要と本日の進行について、ご説明させていただきます。資料は、「寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について」をご覧ください。まず、本日の総括評価に関する概要について説明させていただきますが、資料の 2 ページ、PDF では 4 ページをお開きください。寒川町では、統一ルールとして、(1)の「モニタリング」を年 2 回、(2)の「総括評価」を年 1 回実施しております。このうち、本日の議題である総括評価につきましては、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、毎年度 2 月に、1 年間の管理業務を総括した評価を行うものでございます。続きまして、資料の 3 ページ、PDF では 5 ページの上段の図をご覧ください。モニタリング及び総括評価の実施にあたっては、各施設を 2 つの類型に分類しており、それぞれ、異なった実施方法をとってございます。類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございまして、健康管理センター、地域集会施設、福祉活動センター、ふれあいセンターが、これに該当します。対して、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用いただける施設でございまして、総合図書館・文書館、公民館 3 館、総合体育館、田端スポーツ公園が、これに該当します。なお、「パンプトラックさむかわ」につきましては、開設当初、指定管理者を非公募により選定しておりますが、体育館と一体的な運営をしておりますことから、例外的に類型Ⅱとしてございます。続きまして、ページを少しお進みいただき、16 ページ、PDF では 18 ページをご覧ください。こちらは、今回皆様にお配りいたしました総括評価票でございます。16 ページには施設類型Ⅰ、17 ページには、施設類型Ⅱの総括評価票を掲載しております。それぞれの帳票の見方でございますが、まず 16 ページの施設類型Ⅰの帳票をご覧くださいまして、横向きの票の中頃にモニタリング結果を掲載してございますが、こちらは、各施設所管課が行ったモニタリングの結果と、主な指摘事項でございます。このモニタリングの結果も踏まえ、施設所管課が年間の管理状況について評価を行い、一番右の評価欄に、特記事項とともに記載してございます。また、帳票の下段にはそれらの評価結果を踏まえた各施設所管課のコメントを総括評価として記載してございます。次に、17 ページをご覧ください、施設類型Ⅱの帳票でございますが、評価項目など、基本的なフォーマットは類型Ⅰと共通としつつ、2 点違う部分がございます。まず 1 点目に、モニタリング結果の欄でございますが、項目としては変わりありませんが、類型Ⅱでは、広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。ここに記載しているモニタリング結果については、外部モニターの確認内容も踏まえたうえで、施設所管課が付けたものでございます。2 点目として、帳票右側にございます総括評価欄について、類型Ⅱでは、指定管理者による一次評価を実施し、施設所管課による二次評価と合わせた二段階評価
-------	---

を行っております。なお、各評価項目の考え方につきましては、次のページから「各モニタリング評価項目の説明」という標題で掲載してございます。評価制度の概要は、以上でございます。

続きまして、本日の進行について、ご説明させていただきます。次第の裏面に、本日のスケジュールを掲載してございますので、そちらをご覧ください。このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は15分を想定しております。このうち、冒頭の5分以内で施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの10分で質疑応答を行いたいと考えてございます。本日は、主に総括評価票を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございます。

最後に、本日いただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における来年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 事務局からの説明が終わりました。本日の議事の進め方について、何か質問等がありますでしょうか。

(委員) 今年度の、特に上半期については、コロナ禍によりほとんどの事業が実施できなかったと思います。この出来なかったことについて、今回の総括評価においては、プラスマイナスの評価をせずに、実施された範囲内で評価することによってよろしいでしょうか。

それから、2点目ですが、事業を行うにあたって、ZOOM等を使って行った場合の情報の取り扱いについて、町の方で統一的な取り決めなどはしているのでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。まず1点目の新型コロナウイルス感染症の影響の部分でございますが、今回の総括評価につきましては、その対応をどのように行ったかという視点を評価に入れている施設もございますが、あくまで、コロナ禍においてできる範囲でどこまで業務が行われたか、またその内容の良し悪しについて評価を行うものでございます。

続いて2点目のZOOM等を活用した場合の情報の取り扱いについて、でございますが、指定管理者制度の中では、町として統一的なルール設定、取り決めを行っていない状況でございます。以上でございます。

(委員) ありがとうございます。

(委員長) 他に質問はございますか。

(委員) (意見なし)

(委員長) ないようですので、各施設の審議に移りたいと思います。

①寒川総合図書館・寒川文書館

(委員長) まず最初に、寒川総合図書館・寒川文書館です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(山口主査) それでは、総合図書館・文書館の総括評価結果について、ご説明いたします。担当は、教育総務課及び総務課です。

総合図書館・文書館の概要につきましては、基本協定書及び、仕様書をご確認いただければと存じます。総合図書館と文書館は、同じ建物内にあることから、その建物全体の「施設の維持管理」につきましては、両館を一括して指定管理者に委託しております。サービスの提供など事業の実施・業務運営につき

ましては、図書館は指定管理者に委託し、文書館は町の直営となっております。それでは、評価結果ですが、概ね良くできていると評価しております。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4月から6月中旬まで臨時休館対応となり、ネット予約限定の貸出方法に切り替えるなど臨機応変に利用者サービスを行う必要性がありました。閲覧席や視聴覚ブースの使用制限や講座などの事業中止もあり、利用者からのご意見も様々ある中で、安全対策を第一に考えた苦心の運営に取り組んでいました。図書館は社会教育施設として、町民の学びを支援する学習拠点であり、6月の開館再開以降、予防対策をとりながら図書の貸出サービスや学習室を継続できたことは、コロナ禍において非常に意義あることであると考えております。その中で評価できる点としましては、実施体制の「人員体制」の項目では、図書館司書の有資格者が図書館職員の60%以上(61%、19/31人)を確保・維持しており、選書やレファレンスなど図書館として質の高いサービスを提供しようとする姿勢を評価しました。また、評価項目中ほどの「施設維持管理」では、利用者が好んで足を運んでもらえる施設とすべく、開館以来、館内美化にも力を入れてきた図書館でございますが、指定管理者の運営になっても、これが引き継がれており、館内美化に努め、開館14年目となりましたが、トイレの清潔さは継続されており、評価できる点であると考えております。「利用者アンケート」の項目については、アンケート調査を今年度は総合図書館と分室を分けて集計しております。とくに総合図書館では415名の回答を得て、広く利用者の意見が得られる機会となりました。職員の接遇については、半数が満足であり、総合評価でも「向上した」「やや向上した」「変わらない」が多数を占め、おおむね満足いただけていることが推測できます。アンケートにコメントも多数寄せられており、取り入れられるアイディアは積極的に実行してほしい旨を指定管理者に伝えました。モニタリング時において改善の指摘しておりますのが、「人員体制」の項目の研修について、これまでAED研修を実施していないことがわかったため、年度内に実施するよう指導し、緊急事態宣言解除後の3月末に実施予定となっております。「連絡調整」の項目については、協定で規定されている事業計画書や月次や年間の事業報告書の提出が期限より遅れることが多いため、期限遵守を指導しました。また「経理事務」の項目で「事業計画等に則り、適正な予算執行を行っている」かについて、収支計画と第3四半期までの執行状況を確認したところ、支出過多が見受けられるため、計画的な執行とならない場合は原因を報告するよう指導しました。担当課としての総括評価といたしましては、説明は以上でございます。(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
 <寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

②公民館(寒川町民センター、寒川町北部公民館・文化福祉会館、寒川町南部公民館・文化福祉会館)
 (委員長) 次に、寒川町民センター・寒川町北部公民館(北部文化福祉会館)・寒川町南部公民館(南部文化福祉会館)です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。
 (山口主査) それでは、公民館として、町民センター、同センター分館、南部・北

部公民館の総括評価結果について、ご説明いたします。担当は、教育総務課です。

各施設の概要につきましては、基本協定書及び、仕様書をご確認いただければと存じます。では、評価結果でございますが、概ね良くできていると評価しております。その中で高く評価した事項といたしましては、「個人情報保護」の項目です。新型コロナウイルス感染症対策として、6月から施設利用を再開する際に、施設利用団体に当日の利用者の名簿リストを提出してもらう対応が必要となりました。これにあたり、全館で統一した対応とするため再開前に事前に協議を重ね、名簿は1ヶ月後にシュレッター処理することとしました。新たな事務が生じても個人情報保護の意識を持ち、適切な対応を取っていることを評価いたしました。また、注意をしても意図せず個人情報漏洩が起こる可能性に備えて、指定管理者で個人情報漏洩賠償責任保険に加入していることも、高く評価しております。「管理記録」と「施設維持管理」の項目では、修繕計画の進捗管理と修繕対応を高く評価をしました。全館ともに施設の老朽化にもかかわらず、利用者が気持ちよく利用できるように指定管理者として出来る館内美化に努めております。昨年4月から6月までの臨時休館期間中には職員自らで壁紙の貼替など施設修繕等を行ってまいりました。また、かねてより利用者アンケートでも意見の多かったトイレの洋式化修繕を1月に着手し、町民センターの1階トイレについて、女子の洋式トイレの増設と、既存の洋式トイレにウォッシュレットと便座暖房を追加し、機能強化をしました。また3月末に町民センター分室の男女トイレに一器ずつある子ども用サイズの小さな洋式トイレを大人用の洋式トイレに改修を予定しており、来館者が快適に過ごせる、利便性を上げる努力がされております。また「緊急対応」の項目では、各館で避難訓練を実施する時に、当日の利用団体にも一緒に参加協力をしてもらっており、職員と利用者ともに意識が高まる良い取組として評価しております。「利用者対応」と「事業運営」の項では、今年度は新型コロナウイルス感染症対策について、従来とは違う対応が必要となりました。とくに昨年6月の臨時休館から再開する際の対応について、体温計や消毒用品など必要な物品をあちこちから迅速にそろえることができたのは、指定管理者制度による動きの良さが出たと感じております。利用者アンケートでも公民館の新型コロナ対策の総合満足度は「十分だと思う」、「まあ十分だと思う」が97%と非常に高い満足度となっております。また、公民館講座も8月から再開し、各館とも積極的に取り組んでまいりました。人数調整や換気のため休憩時間をこまめに挟むなど安全に配慮する工夫をしており、参加者アンケートで感謝の声が多くいただけたことは地域における学びの場としての公民館の意義を果たせたと感じ、高く評価しております。なお、9月のモニタリング時におきまして日々の防火チェック表に確認者欄が無いという指摘については、10月分から記入票の改善がなされました。収支状況につきましては、新型コロナ対策による臨時休館や緊急事態宣言などで、町民センターの利用料収入が当初計画より約200万円減となる見込みとなっておりますが、休館時期の光熱水費や事業費の減などから収支を調整し、指定管理料の範囲内で納まる見込みであることの報告を受けております。以上が、公民館（町民センター、南部・北部公民館）の総括評価結果についての説明となります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

③シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

（委員長） 次に、シンコースポーツ寒川アリーナです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

（畠山課長） それでは、シンコースポーツさむかわアリーナ、寒川総合体育館の総括評価結果についてご説明いたします。

施設概要につきましては、基本協定書以下、添付資料のご確認をお願いいたします。評価結果でございますが、全体的な評価といたしましては、施設利用における管理運営については良好に行われていると評価してございます。特筆すべき事項としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら適切に管理運営を行うと共に、県内、県外の類似施設の情報を随時収集しつつ、緊急事態宣言や利用制限等について利用者への周知も含め、柔軟に対応している点でございます。また、前回モニタリングにおいて避難経路上の物品展示規模を縮小し動線確保を図る旨のご指摘がありましたが、現状確認の結果、避難を阻害する状態では無いことを確認しております。説明は以上でございます。

（委員長） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

④パンプトラックさむかわ

（委員長） 次に、パンプトラックさむかわです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

（亀井課長） それでは、パンプトラックさむかわの総括評価結果について、ご説明いたします。まず、施設の概要について、ご説明いたします。パンプトラックさむかわは、さむかわ中央公園の一角に、グランプリとスピードリンクといった、2つの起伏のある周回コースを設置したもので、BMX、スケートボードなどが利用できます。施設の指定は、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体で、今年度が指定管理期間の最終年度となっております。なお、管理の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認ください。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、特に4月から6月にかけて施設を閉鎖、7月以降も利用制限やBMXなどレンタル用品の貸し出しを中止するなど利用料が減収となっておりますが、11月以降は、感染防止に努めながらレンタルを再開し、利用者数も持ち直している状況でございます。なお、4月から6月までの施設閉鎖による損失については、その損失額を町より補填しております。続いて、評価の結果でございます。全体的な評価といたしましては、良好に運営管

理が行われており、概ね良くできていると、評価しております。1月4日には、東京オリンピック代表が内定している自転車 BMX 競技の畠山紗英さんを招いて、イベントを開催するなど、利用の促進や町内外への PR についても行っております。今後も引き続き、指定管理者と連携し、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

⑤田端スポーツ公園

(委員長) 次に、田端スポーツ公園です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、田端スポーツ公園の総括評価結果について、ご説明いたします。まず、施設の概要について、ご説明いたします。田端スポーツ公園は、銀河大橋のたもと、相模川の河川敷にあり、野球場や全天候型の陸上トラックなどが設置されております。施設の管理は、静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体で、今年度が指定管理期間の最終年度となっております。なお、業務の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認ください。続いて、評価の結果でございます。野球場や陸上トラック、親水広場など住民が直接利用する施設については、良好な管理が行われおり、利用者のアンケート結果を見ても、多くの方が満足されており、適正な維持管理ができているものと捉えています。以前、課題となっていた、書類の管理、緊急時のための対応マニュアルの作成などについては、改善されております。また、自主事業については、今年度より積極的に取り組む予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、残念ながら軒並み実施できない状況となってしまいました。新年度から5年間、同事業者が引き続き指定管理者として選定されましたので、自主事業の実施については、しっかりと指導し、利用の促進を図ってまいります。説明については、以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

⑥寒川町健康管理センター

(委員長) 次に、寒川町健康管理センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、健康管理センターの総括評価結果について、でございます。

まず、施設の概要について、ご説明いたします。健康管理センターは、町民の健康増進及び疾病の予防を図り、併せて公衆衛生の向上に資するための施設として、設置されたものでございます。新館 3 階については、社会福祉協議会の事業用としての専用使用を許可しており、それを除いたものが指定管理の対象施設となっております。施設の利用は、健診・検診事業、健康増進事業、母子保健事業など、町の保健衛生に関する事業の実施、また食生活改善推進団体などの町民の健康増進及び公衆衛生の向上に資するための事業を実施する団体等の利用に限られており、それ以外の目的での施設の使用については、原則認めておりません。施設の管理は、社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会が受注しており、管理の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認いただければと思います。続いて、評価の結果でございます。全体的な評価といたしましては、良好に運営管理が行われており、概ね良くできていると、評価しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、利用制限をせざるを得ない状況でしたが、町と情報を共有しながら、その感染防止に努め、これまで施設の利用による感染を防ぐことができております。また、労務管理の部分で就業規程等のご指摘をいただいていたと思いますが、その内容について精査しており、新年度早々（第 1 回理事会）において改定する予定となっております。説明については、以上でございます。

（委員長） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当＞

⑦寒川町地域集会施設（12 か所）

（委員長） 次に、寒川町地域集会施設です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

（越原副主幹） それでは、地域集会施設の総括評価結果についてご説明いたします。現在、町内にございます宮山地域集会所をはじめとする 12 の地域集会施設の概要につきましては、資料の「基本協定書」及び「年度協定書」をご確認いただければと思いますが、こちらの施設の指定管理者である「寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会」は、平成 17 年に設立され、地域集会所ごとに設立されております自治会を中心とした「地域集会所運営委員会」により構成されており、平成 18 年度以降、12 地域集会所の指定管理者として、地域に密着した管理・運営を行っております。また、地域住民の連帯感の育成と地域文化活動の推進に寄与することを設置目的とした地域集会所は、地域に密着した自治会により構成されている寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会が管理を継続することが適切であると、公募手続きによらずに選定しております。それでは、平成 30 年度の指定管理業務の評価結果でございますが、総括評価票にございますとおり、全体的な評価といたしましては、特に問題となるような事項はなく、概ね良くできていると評価しております。評価項目について、いくつかご説明させていただきます。地域集会所につきましては、常駐の管理員を配置しているところはありませんが、日頃より各集会所の運営委員長とは連携が図られており、各地域で活動する団体とも協力して施設が維持管理され、地域住民の連帯

感を深める施設として機能していると判断し、連絡調整については◎と評価いたしました。また、昨年度、指摘されました利用者アンケートの実施につきましては、今年度の12月1日から同月28日までのおおよそ1ヶ月の間、各集会所にアンケート用紙と回収箱を設置し、アンケートを実施いたしました。結果につきましては、「平成30年度地域集会施設利用者アンケート集計結果」のとおりとなりますが、201名の方から回答をいただきまして、アンケート結果から見ても、良好な施設運営だと判断いたしました。特に、施設管理者の接し方や苦情等の対応については、不満との回答が0件であったことから、2月のモニタリングでは、利用者対応における接遇の観点で◎と評価いたしました。最後に、総括評価でございますが、地域集会所の管理につきましては、指定管理者制度導入以前より、問題が生じたり、苦情が入った場合にはその都度協議し、必要な指導、改善を図ってきておりまして、本年度の9月と2月に実施いたしましたモニタリング時には、特に指摘すべき事項はなかったため、管理業務に「問題点はなし」といたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

⑧寒川町福祉活動センター

(委員長) 次に、寒川町福祉活動センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(中澤課長) それでは、「寒川町福祉活動センター」の総括評価結果についてご説明いたします。「寒川町福祉活動センター」の概要につきましては、基本協定及び指定管理者業務仕様書をご確認いただければと思います。なお、当施設につきましては、障害者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進を図るために設置されております。指定管理業務は建物の維持管理でございますが、指定管理者は設置目的である障害福祉事業を行っています。評価結果でございますが、全体的な評価といたしましては、仕様書、協定書等を遵守し、おおむね水準どおりの内容で管理業務を行っているという評価でございます。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、緊急事態宣言中は、休館とさせていただき、通常の開館の際には、検温と手指消毒、マスク着用の徹底を実施しており、換気にも気を配り、コロナ禍の新しい生活様式を取り入れて、運営できております。その他特記事項は、ございません。説明は以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

⑨ふれあいセンター

(委員長) 次に、寒川町ふれあいセンターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(長岡課長) それでは、ふれあいセンターの総括評価結果について、ご説明いたします。担当は、高齢介護課です。

ふれあいセンターの概要につきましては、基本協定書及び、仕様書をご確認いただければと存じます。評価結果でございますが、概ね良くできていると評価しております。その中で特筆すべき事項といたしましては、「人員体制」において、指摘のありました就業規則を昨年度末までに改正し、これにのっとり人事管理を行っております。「経理事務」においては、センター事業の収支にかかる書面の記載方法の改善を図りました。引き続き、次年度において公認会計士を入れて財務管理をさらに整える予定でおります。ハード面では、「施設維持管理」で、施設の老朽化も進む中、館内美化に努めたり、懸案だったトイレのオストメイトの不具合を改善したり、職員で施設修繕を行ったりと、利用者が快適に、また、より気持ちよく利用できるようにしようとする姿勢がありました。

「事業運営」では、新たに自主事業として、感染症予防対策を講じながら、高齢者を対象にしたガーデニング教室を実施し、施設の有効活用を図ろうとする意向がみられました。また、利用者の声から、施設利用予約の申込方法と申込書様式を改善し、施設利用の利便性を向上させておりました。なお、9月、2月のモニタリングでは、おもにコロナ禍により予定事業や研修の未実施がありましたが、大きな課題点等はありませんでした。以上で、ふれあいセンターの総括評価結果についての説明を終わります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に、全体を通して、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員) 今回、新型コロナウイルス感染症の影響で閉館せざるを得なかった施設もあるかと思いますが、得られるはずの収入が無くなってしまった場合などに、指定管理委託料での調整はあったのでしょうか。

(事務局) 総合体育館等においては、町からの要請に従い休館しておりますので、その部分についてはきちんと対応しております。

(委員長) 最後に、本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、私に一任して頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) (同意あり)

	(2) その他 (委員長) 最後に議題の「(2)その他」ですが、事務局より何かありますか。 (事務局) 事務局から、3点ございます。 まず1点目として、総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。本日皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、先程、委員長からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた5月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後、町ホームページ等で、総括評価票のみですが、公表してまいります。 次に2点目として、次年度以降の本制度の運用体制についてでございますが、今年度、新総合計画策定に伴う町組織の見直しを行いまして、指定管理者制度に関する事務につきましては、次年度以降、新たに設置されます総務部財産管理課で行うこととなります。したがいまして、本委員会の事務局につきましても、財産管理課が担うこととし、これに伴い、財産管理課を所管する総務部長が本委員会の副委員長となります。次年度につきましては、総合図書館、公民館、地域集会所、健康管理センターの管理期間満了に伴う更新を予定しておりますが、次年度以降、このような体制で事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 次に3点目として、資料の回収方法についてでございます。本日、緊急事態宣言下での開催ということで、外部委員の皆様にはUSBメモリによる資料配布をさせて頂いておりますが、こちらにつきましては、後日回収させて頂きたいと思っておりますので、大変お手数をおかけいたしますが、同封いたしました返信用封筒により後日郵便局にて簡易書留のお手続きをいただき、町役場までご返送いただきますよう、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。 (委員長) それでは、全ての議事が終了しましたので、事務局にお返しします。 (事務局) 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、令和2年度第4回寒川町指定管理者選定委員会を閉会します。大変ありがとうございました。 ○閉会
配付資料	各施設総括評価資料（総括評価票及び添付資料） 指定管理者制度導入等に係る基本方針 寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について ※寒川町情報公開条例第5条第2号の規定により、各施設総括評価資料の添付資料は非公開としています。
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 畑村 正樹 （令和3年3月26日確定）